同号を同項第三号とし、同項第一号中「あつた場合」の下に「（同項の表の第二号の上欄に掲げる場合に限る。）」を加え、同号イ中「の適格合併」を「の表の第二号の上欄の適格合併」に、「第三十二項」を「第三十三項」に、「同条第四項」を「同欄」に、「際して、法第七十条の七の二第四項」を「際して、同欄」に、「同項」を「同欄」に改め、同号ロ中「第三号ロ、第三十二項及び第三十四項」を「第四号ロ、第三十三項及び第三十五項」に、「第四号ロ、第三十二項及び第三十五項」を「第五号ロ、第三十三項及び第三十六項」に改め、「法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時に当該経営承継相続人等が有していた特例非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「（当該」の下に「相続時特例株式等に係る」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第七十条の七の二第四項の規定の適用があつた場合（同項の表の第一号の上欄に掲げる場合に限る。）　納税猶予分の相続税額に、イに掲げる数又は金額がロに掲げる数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）

イ　法第七十条の七の二第四項の表の第一号の上欄の贈与をした特例非上場株式等の数又は金額

ロ　相続時特例株式等（法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時に経営承継相続人等が有していた特例非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）の数又は金額（当該相続の開始の時からイの贈与の直前までの間に当該相続時特例株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由により当該相続時特例株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）

第四十条の八の二第二十三項中「前項第一号ロ、第五号ロ及び第六号ロ」を「前項第二号ロ、第六号ロ及び第七号ロ」に、「同項第一号イ」を「同項第二号イ」に、「同項第五号イ」を「同項第六号イ」に、「同項第六号イ」を「同項第七号イ」に改め、同条第五十五項を同条第五十六項とし、同条第五十四項中「及び第五項」を「から第五項まで及び第十六項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「取得をしたもの」の下に「（当該先に取得をしたものが法第七十条の七第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により取得をした同条第一項に規定する特例受贈非上場株式等である場合には、当該特例受贈非上場株式等のうち先に同項の規定の適用を受けた他の同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者に係るもの）」を加え、同項を同条第五十五項とし、同条第五十三項中「は、法第七十条の七の二第三項及び第五項」を「（法第七十条の七の二第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときを除く。）は、同条第三項から第五項まで」に、「みなす」を「みなし、同条第十六項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときは、同条第三項から第五項まで及び第十六項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該特例株式等から先に当該贈与をしたものとみなす」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十二項中「第四十一項又は第四十二項」を「第四十二項又は第四十三項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十一項を同条第五十二項とし、同条第四十三項から第五十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十二項中「又は第五項」を「の表の各号の上欄又は同条第五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項を同条第四十二項とし、同条第三十三項から第四十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十二項中「第七十条の七の二第四項」の下に「の表の第二号の中欄」を加え、「同項」を「同号の上欄」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項の次に次の一項を加える。

32　法第七十条の七の二第四項の表の第一号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の贈与の直前における猶予中相続税額に、当該贈与をした特例非上場株式等の数又は金額が当該贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第四十条の八の三第十六項中「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同条第十七項中「前条第三十八項から第四十項まで」を「前条第三十九項から第四十一項まで」に改め、同条第十八項中「前条第四十一項」を「前条第四十二項」に改め、同条第二十項中「前条第四十二項から第四十九項まで」を「前条第四十三項から第五十項まで」に改め、同条第二十一項中「前条第五十項及び第五十一項」を「前条第五十一項及び第五十二項」に改め、同条第二十二項中「前条第五十二項」を「前条第五十三項」に改め、同条第二十四項中「前条第五十三項及び第五十四項」を「前条第五十四項及び第五十五項」に、「及び第五項」を「から第五項までの規定及び法第七十条の七の四第十二項において準用する法第七十条の七の二第十六項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、同条第二十五項中「前条第五十五項」を「前条第五十六項」に改める。

第四十条の八の四第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　相続税法第十四条第二項及び第三項の規定は、法第七十条の七の五第十三項の規定により同項の相続人が同項の納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務を承継した場合について準用する。

第四十条の八の五第一項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」を「第七十条の二の四及び第七十条の二の五」に改める。

第四十条の八の七第十六項中「及び第十三項」を「から第十四項まで」に、「読み替える」を「、同条第十四項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替える」に改める。

第四十二条の二の二第二項第七号中「（平成十二年政令第六十四号）」を削る。

第四十三条の三第三項第一号中「又は遊技場」を「、遊技場又は倉庫」に改める。

第四十六条の四第二項中「第五十八条第二項」の下に「及び第五十八条の二第二項」を加える。

第五十一条中「いう」の下に「。次条から第五十一条の四までにおいて同じ」を加える。

第五十一条の三第二項中「法第九十条の十第一項に規定する自動車検査証の交付等」を「自動車検査証の交付又は返付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）が前条第一項に規定する継続検査を受けた同項に規定する特定自動車であり、かつ、確定日が新自動車検査証（当該継続検査の結果、返付を受ける自動車検査証をいう。以下この項において同じ。）の返付の日から旧自動車検査証（当該返付を受ける前の自動車検査証をいう。以下この項において同じ。）の有効期間の満了する日の一月前の日までの間の日である場合には、旧自動車検査証の交付又は返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を旧自動車検査証の有効期間の月数で除して計算した金額及び新自動車検査証の返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額の合計額とする。

第五十一条の三第三項第一号中「法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）」を「使用済自動車」に改め、同条を第五十一条の四とする。

第五十一条の二第一項中「軽自動車」の下に「（以下この条において「軽自動車」という。）及び特定自動車（同法第六十二条に規定する継続検査（自動車検査証の有効期間の満了する日の二月前の日から当該満了する日の一月前の日の前日までの間に受けるものに限る。）の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の有効期間の満了する日の翌日とされる自動車で財務省令で定めるものをいう。次項及び第三項において同じ。）で軽自動車以外のもの」を加え、同条第二項中「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十八年を経過した年の十二月」を「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項に次の各号を加える。

一　軽自動車　初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十八年を経過した年の十二月（特定自動車に該当するものにあつては、十一月）

二　特定自動車（軽自動車に該当するものを除く。）　初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月の前月